

# 労保連あいち

第18号



2014年8月

(一社)全国労働保険事務組合連合会愛知支部

〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル7F704号室

TEL (052) 561-5038 FAX (052) 563-0343

http://www15.ocn.ne.jp/~airouho/ E-mail:aichi.23@abeam.ocn.ne.jp



茶臼山

## 目次

●第10回通常総代会開催される……………	2
●平成26年度労働保険加入促進事業について……………	4
●年度更新を振り返って……………	5
●労災保険に未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されます……………	6
●愛知障害者職業センターからご案内……………	8
●中小企業退職金共済のご案内……………	10
●全国労保連・労働災害保険のご案内……………	11

(一社) 全国労働保険事務組合連合会愛知支部

## 第10回通常総代会開催される

第10回通常総代会が5月28日午後3時より、名古屋通信会館「菊の間」において盛大に開催されました。

代議員総数45名中、45名（委任状含む）が出席、来賓として愛知労働局の下角圭司総務部長始め6名の方々のご臨席をいただきました。

通常総代会は、廣瀬副会長の司会により中瀬副会長の開会のことばで始まり、竹内会長が来賓並びに代議員、役員など、各位の出席のお礼を述べるとともに、「本連合会が、愛知労働局始め関係機関との連携のもと、加入事務組合を通して、労働保険適正加入促進事業や総コン事業など、組合員にとって必要な事業に積極的に取り組んできていること、また、会員皆様のご協力により、平成25年度事業も確実な実績をあげることができたこと、本年度は、全国労保連が一般社団法人となり、当会も支部としての活動が2年目を迎えるが、引き続き本連合会の役割である労働保険制度の普及に努めるとともに、総合コンピュータシステムの利用促進にも力を注いでまいりたいので、一層のご支援ご協力をお願いしたい。」旨、あいさつしました。

ついで出席者の中から、議長が選任され、就任あいさつの後、議事録署名人を2名選任し書記に事務局職員を指名後、議事に入りました。

今年度は役員改選も規則改正もなく、2議案となりました。

第1号議案 平成25年度事業報告並びに収支決算の承認について

第2号議案 平成26年度事業計画並びに収支予算の決定について

以上の議案が提出され、いずれも事務局が議案内容について重点的説明を行いました。

第1号議案は事務局の説明の後、監事からの監査結果の報告があった後、特に質問もなく賛成多数により可決承認されました。

第2号議案も事務局長の重点的な説明があり同じく賛成多数により可決承認されました。



(竹内会長挨拶)

この後、任期終了の役員代議員の補充選任のため理事会が開かれ、理事会終了後理事会の結果が総代会に報告されました。以上で議案審議が終了しました。

すべて終了したため、議長が議長席を降壇され、続いて下角愛知労働局総務部長の来賓祝辞をいただきました。他にご出席の5名の来賓の紹介がされ、そして祝電披露では全国連はじめ愛知県中小企業団体中央会、中部ブロック8支部より頂いた旨の披露がありました。



(下角愛知労働局総務部長 祝辞)

大内副会長の閉会のことばで第10回通常総代会は閉会となりました。

通常総代会閉会后、別室にて出席者、来賓等による懇親会が開催されました。

### <新役員のご紹介>

今回の総代会、理事会で補充選任されました新役員及び7月24日開催の第3回理事会にて補充選任された役員は太字の方々です。

第3回理事会において副会長に中瀬司氏に変わり浅岡哲也氏が選任されました。なお任期は前任者の残任期間（平成27年3月31日まで）となります。

会長	竹内一房
副会長	大内政春、廣瀬博正、 <b>浅岡哲也（名古屋中央市場水産物協同組合）</b>
常任理事	長谷川正己、 <b>丹羽 誠</b> 、伊藤 武、田中浩三、山口民雄、鬼頭喜代志、高藻啓充、 <b>大川哲男</b>
理事	<b>内藤啓一、大竹一弘、牧野孝彦</b> 、伊藤高潤、野口安廣、近藤泰文、新美文二、犬塚伸行、蜂須賀正人、深谷雄二、市川育生、浅野雅武、板平勇、安藤洋一、貝沼圭、村上琇樹
監事	鈴木 洋、平松誠治、田中 洋

(敬称略・順不同)

### <26年度事務局職員紹介>

事務局長	大西一矢
適正加入促進員	飯田由枝 落合真弓 在間友子

## 平成26年度労働保険加入促進業務について

平成26年度も皆様のご協力の甲斐あって厚生労働省より労働保険加入促進業務の委託を受けることが出来ました。ここに厚くお礼申し上げます。

今回は今年度の主な変更点についてご説明させていただきます。

**加入勧奨推進員証有効期限** 平成26年4月1日～平成28年3月31日  
今年度は有効期限が2年間となっております。年度末に誤って破棄等されませんようご注意ください。

**申請対象期間** 特に変更はありませんが、その年度活動分は年度内のみ受付可能です。  
・調査説明費申請対象：平成26年4月1日～平成27年3月31日の間の訪問分  
・成功報酬費申請対象：平成26年4月1日～平成27年3月31日の間の手続分  
なお成功報酬費においては保険関係成立日ではなく、手続きをした日付（行政の受理印の日付）で判断します。

### 申請用紙について

様式第4号…特に変更はありません。

- ・複数の末尾が成立の場合も1枚の提出で結構です。

様式第5号…消費税率の変更に伴い、税率および消費税金額を記入する欄が追加されましたのでご注意ください。

- ・「平成 年度 月分として」の欄は実際に申請用紙を提出する月をご記入下さい。
- ・成功報酬費支給申請欄の合計件数未記入が多く見られますので、記入漏れのないようお願い致します。

～成功報酬費の添付書類についてお願い～

- ①全ての保険関係の成立について「保険関係成立届」の写し
- ②雇用保険関係が成立した場合、「適用事業所設置届事業主控」の写し
- ③雇用保険関係が成立した場合、「被保険者資格取得等確認通知書(事業主控)」の写し

いまだに添付書類が不足しているケースが多く見受けられます。上記3種類は必ず提出をお願い致します。特に③は事業主にお渡しする前に写しを取っておいてください。他の書類では代用できません。

- ・提出は全てA4サイズでお願いします。(成立届は81%に縮小コピーしてください。)
- ・成功報酬費の申請対象は新規成立に限ります。

ただし委託の際に労災のみから両保険になった場合の雇用保険部分は新規成立とみなします。

上記活動費は事業場を実際に訪問していないと支給申請出来ません。



総コン利用事務組合様へ

## 年度更新を振り返って

### ※「申告済概算保険料」額は必ず事前に点検を！

賃金データ受理後、総コンで作成した申告関係書類を送付した後になってから「昨年度の申告済概算保険料額が相違しているのですが・・・」という連絡が多数ありました。年更説明会でもふれていますが、労働局と労保連のシステムは連動していないので増・減訂正が生じた時は、双方に連絡が必要です。また、総コンでは年更に入る前の準備期に約1か月程の時間をかけて申告済概算保険料額のチェックをお願いしております。この時期にきちんと保険料額を合致させないと誤った金額に基づいて年更の計算をしてしまうことになります。

また、申告済概算保険料額の相違を、申告会場で労働局の方から指摘を受けて初めて気が付いたという方もいるようでした。労保連から申告関係書類が届きましたら、まずは申告書内訳総括表と労働局から送付された労働保険料申告書の「申告済概算保険料」額を点検して下さい。

### ※LCのデータ送信は入力をした処理期間中に

LC利用の組合から、よく「入力した内容が反映していない」というご意見を頂きます。LCシステムは内部でカレンダー機能があり、皆様に配布してある総コンカレンダーと同じスケジュールがセットされています。委託事業場マスター（事業場情報の基本情報）などは、入力があった処理期間中（マスターの前回締切日の翌日から今回締切日まで）のデータを取り込んで送信されます。よって、入力をされましたら、必ず直近の締切日までにデータ送信をお願いします。

### 事務組合の登録情報の変更は必ずご連絡を

事務組合の代表者や住所等に変更があった場合、総コンの帳票に印字される兼ね合いから「事務組合マスター」は比較的、事務組合から自主的に提出頂けることもありますが、それだけでは愛知労保連、全国労保連が管理している事務組合名簿のデータを修正することは出来ません。統合様式第1号の名称・所在地等変更届をご提出下さい。また、国への口座振替納付制度を利用している組合で、労働保険料専用口座の名義に代表者名が入っている場合は、別途変更届が必要です。

## 労災保険に未加入の事業主に対する 費用徴収制度が強化されます

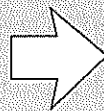
労働者を1人でも雇っている事業主は、労災保険の加入手続を行わなければなりません。

平成17年11月1日から、労災保険未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されます。これにより、事業主が労災保険の加入手続を怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他に、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主から徴収することになります。

### 費用徴収のポイント

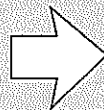
#### 1 費用徴収の適用となる事業主等

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が「故意」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の100%を徴収

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の40%を徴収

#### 2 費用徴収の徴収金額

当該災害に関して支給される保険給付(\*)の額に100%又は40%を乗じて得た額が費用徴収の徴収金額となります。

\*療養開始後3年間に支給されるものに限りです。

また、療養(補償)給付及び介護(補償)給付は除かれます。

### 費用徴収制度とは

- 労働者を1人でも雇っている事業主は、原則として労災保険の適用事業主となります。  
この場合、事業主は労働者を雇い入れた日から10日以内に所定の保険関係成立届を労働基準監督署等に提出することにより、労災保険の加入手続を行わなければなりません。
- 事業主がこの加入手続を怠っていた期間中に事故が発生した場合、労働者やその遺族には労災保険が給付されますが、その一方で事業主からは給付された労災保険の金額の全部又は一部が費用徴収されます。（別途、遡って保険料も徴収されることとなります。）
- 平成17年11月1日から、この費用徴収制度が強化され、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主から徴収することとなります。

### 費用徴収の実施例

A社では、今まで労災事故を発生させたことがなく、また保険料の支払が負担になることから、労災保険の加入手続を行っていなかった。  
ところが、先般従業員B（賃金日額1万円）が労災事故が原因で死亡し、遺族の方に対し労災保険から遺族補償一時金の支給が行われた。

このようなケースでは、以下のとおり費用徴収が行われることとなります。

**故意と認定された場合**  
労災事故が起こる以前にA社が都道府県労働局の職員から労災保険の加入手続を行うように指導を受けていたにもかかわらず、その後も労災保険の加入手続を行わなかった場合は、「故意」により手続を行わないものと認定され、保険給付額の100%の金額が費用徴収されることとなります。  
この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

遺族補償一時金の額(10,000円(労働者の賃金日額)×1,000日分) × 100% = **10,000,000円**

**重大な過失と認定された場合**  
A社について、労災事故が起こる以前に労災保険の加入手続を行うよう指導を受けた事実はないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない場合には、「重大な過失」により手続を行わないものと認定され、保険給付額の40%の金額が費用徴収されることとなります。  
この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

遺族補償一時金の額(10,000円(労働者の賃金日額)×1,000日分) × 40% = **4,000,000円**

費用徴収制度の詳細については厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) をご覧になるか、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 事業主の皆様へ

(ロゴ)独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

**「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます**  
 ~平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象になります~  
 ※ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第96号)

適用対象になると

平成28年4月から、前年度(平成28年度は、平成27年4月から平成28年3月まで)の雇用障害者数をもとに、

- 障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、障害者雇用納付金を納付する必要があります。
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

※年度(27年4月~28年3月)の途中で事業廃止した場合(吸収合併等含む)は、廃止した日から45日以内に申告・申請が必要です。

制度適用から  
申告・納付  
開始までの  
スケジュール

	~平成27年3月	平成27年4月~ 平成28年3月	平成28年4月~
適用 対象 となる 事業主 の範囲	常時雇用する労働者数 が200人を超える事業主	常時雇用する労働者数が 100人を超える事業主	申告・納付 開始



納付金の申告では...

- ・申告対象期間(=申告の前年度)の各月における
  - ①常時雇用している労働者数
  - ②雇用障害者数
  - ③雇用障害者の労働時間数(所定労働時間及び実労働時間)
 をご報告いただく必要があります。

調整金(常時雇用している労働者数が300人以下の事業主の場合)の申請では...

- ・上記①②③のほか、雇用障害者の
  - ④源泉徴収票(写)
  - ⑤障害者手帳等(写)を添付していただく必要があります。

**ご準備下さい!**



障害者雇用について早めの取組等をお願いいたします。

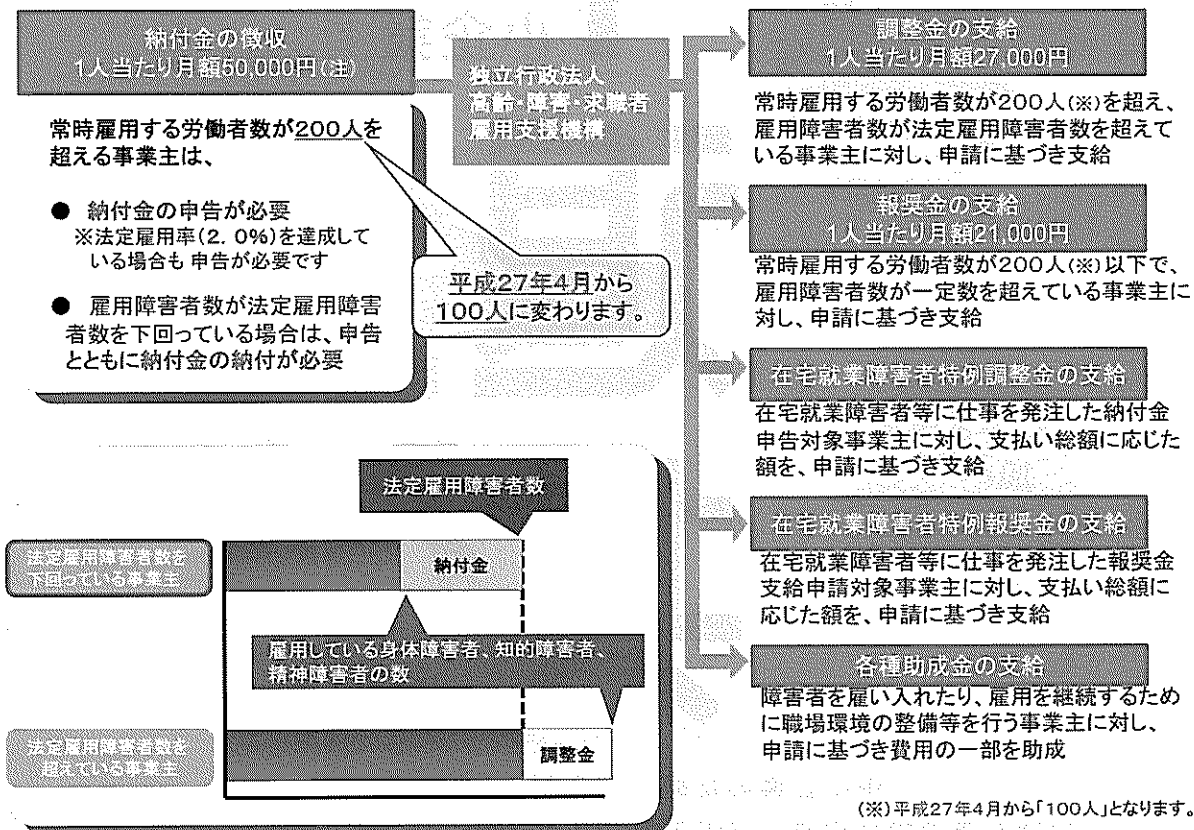
障害者雇用の取組みについては、裏面のお問合せ先をご確認ください。



### 障害者雇用納付金制度とは

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金(「納付金」)の徴収、障害者雇用調整金(「調整金」)、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度です。

### ◆障害者雇用納付金制度の概要



(注) ○常時雇用する労働者数が200人を超え300人以下の事業主は、平成22年7月1日から平成27年6月30日まで  
○常時雇用する労働者数が100人を超え200人以下の事業主は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで  
納付金の額が1人当たり月額「5万円」から「4万円」に減額されます。

### お問い合わせ先

- 障害者雇用に関して相談したい。職業紹介を行ってほしい。  
・ 管轄の公共職業安定所(ハローワーク)にお問合せください。
- 障害者雇用納付金制度の詳細、各種助成金について知りたい  
・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ(<http://www.jeed.or.jp/>)をご覧ください、  
最寄りの高齢・障害者雇用支援センターにお問合せください。
- 障害者雇用の具体的な進め方などを相談したい  
・ 最寄りの障害者職業センターにお問合せください。  
※ 障害者雇用を検討している事業主や、すでに障害者を雇用している事業主の支援ニーズに応じて、採用計画立案から雇用管理に至るまで体系的な支援を行っています。

# 退職金で、会社にも従業員にも活力！



# 中

小企業

**会社に有利**  
掛金は全額非課税なので  
節税につながります。  
手数料も必要ありません。

**安心・確実**

国が掛金の一部を  
助成します。

# 退

職金

**パートさんも  
加入OK**

パートさんのための  
特例掛金月額を  
ご用意しています。

**カンタン管理**

外部積立て管理もカンタン。  
納付状況や試算額も  
定期的にお知らせします。

# 共

済制度

中小企業のため退職金制度「中退共」は  
1959年の設立以来、100万社以上が活用してきた国の制度です。

\*解散存続厚生年金基金からの移行先の一つです。

## 中退共制度のしくみ

**① 加入申込**

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。  
事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

**② 掛金納付**

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。

**③ 支払い**

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

詳しくはホームページを  
ご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

# 全国労保連 労働災害保険

手続き  
簡単

労働災害への備えはできてますか。

従業員の、労災事故についての政府労災保険の上乗せ補償制度です。

保険料の  
割引制度も  
あります。

 一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会



# 経営者医療共済

ケガも病気も安心の入院1日2万円！掛金そのまま、満80歳まで末永く補償！

経営者の方だからこそ、  
万一に備えていただきたいのです。  
大きな負担となる入院を、  
手厚く補償します。



たよられるあなたに、  
たよれる安心を

1年契約

自動更新型

【補償開始】加入申込日の翌々月の1日午前0時から発効します。  
【加入資格】法人の場合は役員、個人事業所の場合は事業主・専従者の方

ケガ・病気による入院  
1日 **20,000円**  
1日目から60日目まで

加入  
年齢

満15歳以上  
満70歳未満の方  
(満80歳まで継続可)

共済  
掛金

月掛  
**7,700円**



**中小企業共済**

愛知県中小企業共済協同組合

詳しいお問い合わせ、資料のご請求などお気軽にお電話ください。

**0120-00-9967**

お近くの県内商工会や提携事業協同組合等でもお申し込みできます。

お客様相談室(受付時間)  
平日9:00~17:00